

令和6年度 第1回幕別町男女共同参画審議会 議案

日時：令和6年9月4日(水) 18時30分～

場所：幕別町役場3階 会議室3-A・B

〔 会 議 次 第 〕

1 開会

2 委嘱状の交付

3 町長挨拶

4 自己紹介

5 議題

(1) 会長の互選について 会長

(2) 幕別町男女共同参画計画の策定に関する諮問

(3) 職務代理者の指名について 職務代理者

(4) 男女共同参画に係る基本的事項について【資料1】

(5) 計画策定に係るスケジュールについて【資料2】

(6) 町民・事業所に対する意識調査の実施状況について【資料3】

(7) 幕別町男女共同参画計画の体系について【資料4】

(8) その他

6 閉会

【配布資料】

- ・資料1 男女共同参画に関する基本的事項
- ・資料2 幕別町男女共同参画計画の策定に関する工程表
- ・資料3 男女共同参画に関する町民・事業所意識調査の実施概要
- ・資料4 幕別町男女共同参画計画の骨子素案
- ・参考資料1 男女共同参画社会基本法
- ・参考資料2 幕別町附属機関設置条例
- ・参考資料3 幕別町男女共同参画審議会規則
- ・参考資料4 幕別町男女共同参画審議会委員名簿

～男女共同参画に関する基本的事項～

はじめに

① 本資料の目的

幕別町男女共同参画計画の策定に関する審議を進めるにあたり、男女共同参画に関わる基本的な知識や用語を再確認するとともに、本資料の確認を通して、男女共同参画推進の意義や、取り組むべき課題について共通認識を持つ機会とする。

② 本資料の構成

- 1 男女共同参画社会とは
- 2 男女共同参画推進の必要性
- 3 男女共同参画の現状
 - －国際比較で見る日本の男女共同参画の現状
 - －主要な統計データの紹介
- 4 男女共同参画計画策定の意義
 - －第5次男女共同参画基本計画
 - －自治体版男女共同参画計画の策定状況
 - －計画策定の意義
 - －計画策定における審議会の役割

【参 考】年表で見る国内外の動き

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会基本法第2条に、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されている。

この定義を端的に言い換えると、下記ようになる。

男女が、互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会

条文の中の「参画」とは単なる参加ではなく、自らの意思によって主体的に企画や立案から意思決定、そして実施までの全ての段階に参加するということを表している。

キーワード

- ・ 男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる
- ・ 一人ひとりの豊かな人生
- ・ 仕事、家庭、地域生活など、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開できる
- ・ 男女がともに夢や希望を実現できる

2 男女共同参画推進の必要性

男女共同参画社会基本法第14条において、市町村は「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」と規定され、市町村には、地域の風土や伝統文化、慣習、住民意識、経済状況などを踏まえながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められている。

なぜ男女共同参画社会づくりが必要なのか？

(1) 基本的人権の尊重

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれているが、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権を侵害する行為や、「男は仕事、女は家庭」のような役割分担意識が社会のあらゆる分野において依然存在しているため、基本的人権の尊重、男女平等の意識を社会全体に浸透させる必要がある。

(2) 社会経済情勢の変化への対応

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来など社会情勢の変化が大きい現代においては、労働力不足への懸念、社会保障制度の維持、価値観の多様化、職業観の変化、家族形態やライフスタイルの多様化などに柔軟に対応していくため、女性の様々な分野への進出や男性の家庭参画、働き方の見直しが求められている。

(3) 魅力ある地域づくりの実現

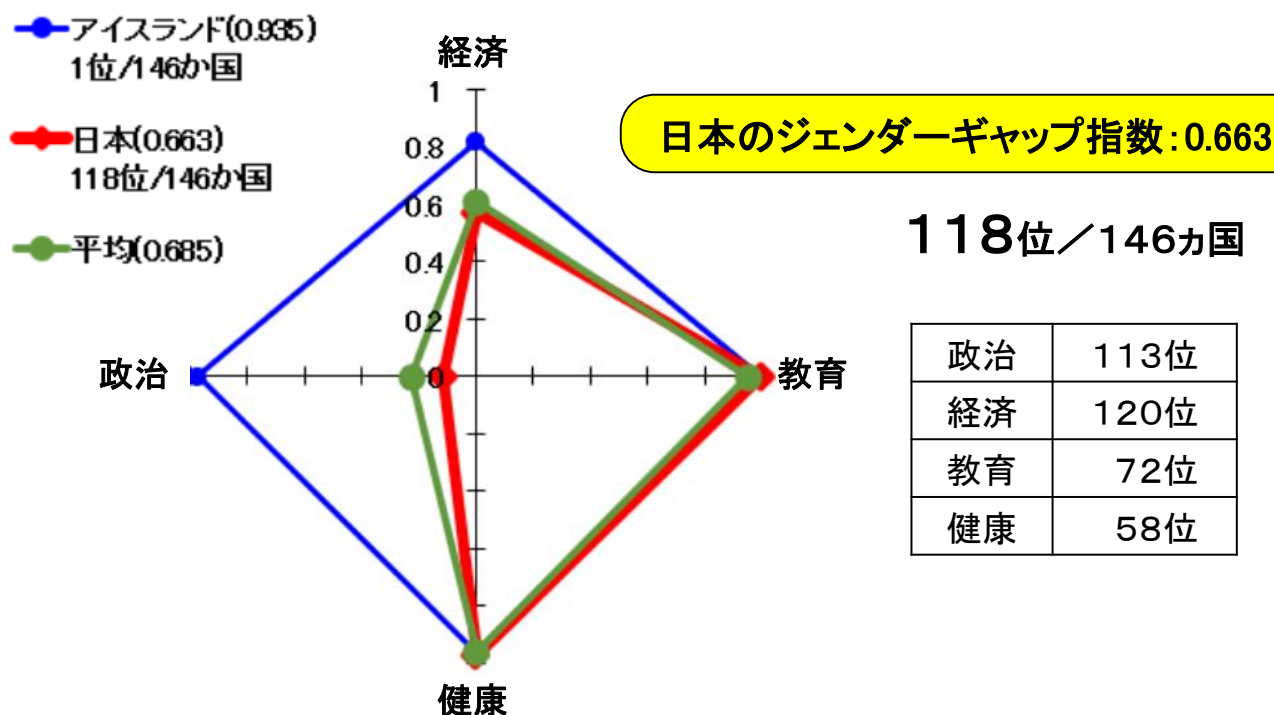
女性は、地域づくり活動をはじめ、さまざまな活動において大きな役割を担っているが、政策・方針決定の場への参画は低い水準にあることから、男女がともに政策・方針決定過程に参画して能力を発揮できる環境を整備し、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある地域をつくっていく必要がある。

3 男女共同参画の現状

① 国際比較で見る日本の男女共同参画の現状

各国の男女格差を比較する指標として、「ジェンダーギャップ指数」がある。

ジェンダーギャップ指数とは、政治・経済・教育・健康の4分野のデータで、各国の男女格差を分析した数値である。そのスコアは1が男女平等、0が完全不平等を示し、数値が大きいほど男女格差が解消されている状態で、高評価となる。



② 主要な統計データの紹介

国が男女共同参画社会基本法に基づいて策定している「第5次男女共同参画基本計画」では、日本で男女共同参画の取組が遅れている要因について、次のように指摘しており、ここではこうした現状を示す統計データをいくつか紹介する。

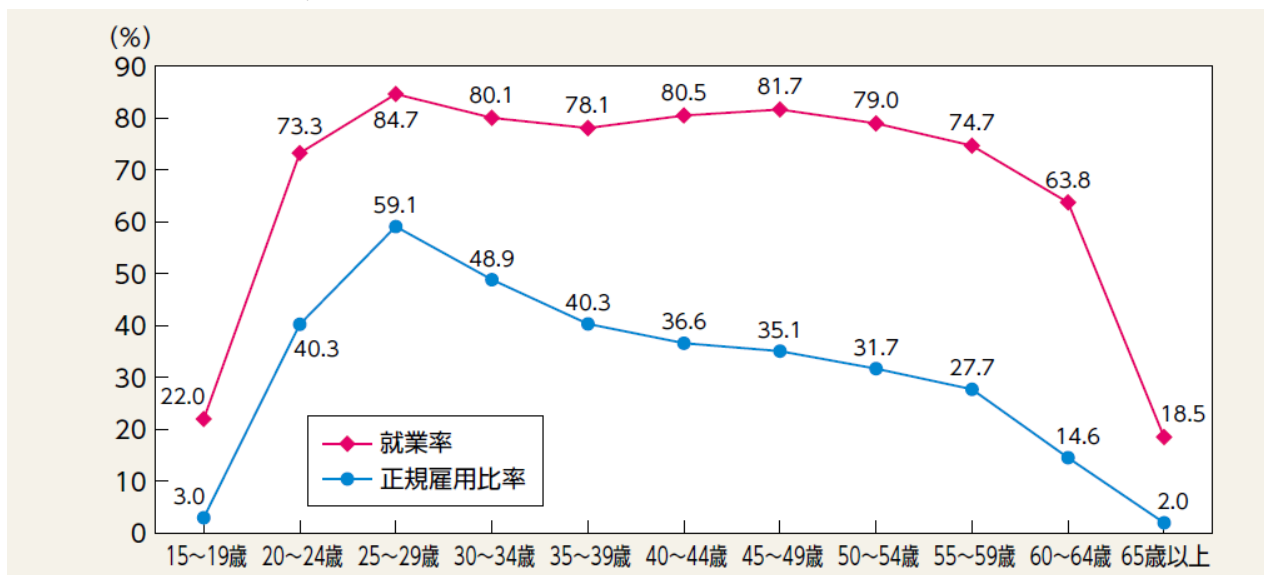
我が国における取組の進展が未だ十分でない要因としては、①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等、②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること、そして、③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること等が考えられると総括できる。

また、国内外でセクシュアルハラスメントや性暴力など、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。

～第5次男女共同参画基本計画 はじめに より抜粋～

(1) 就業分野における男女共同参画

図 女性の年齢別正規雇用比率

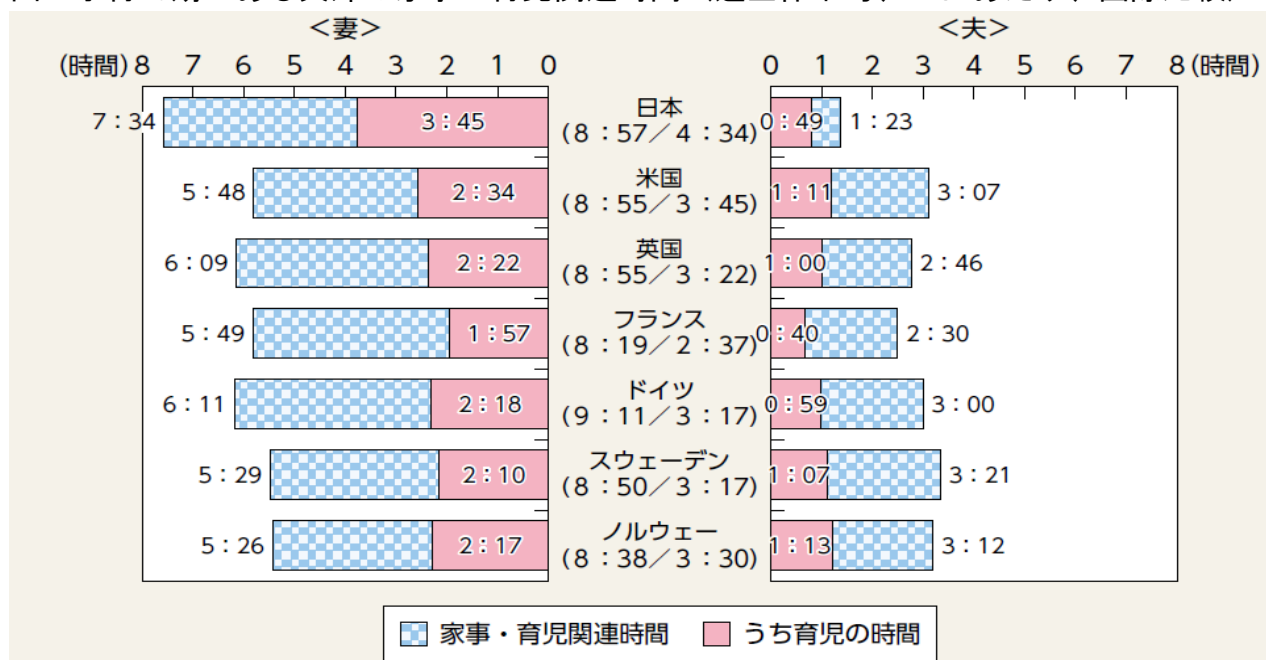


出典：内閣府「男女共同参画白書（令和6年度版）」p. 125

➤ 女性の年齢別正規雇用比率は、25～29歳をピークとして、低下している。

(2) 生活と仕事との調和（ワークライフバランス）

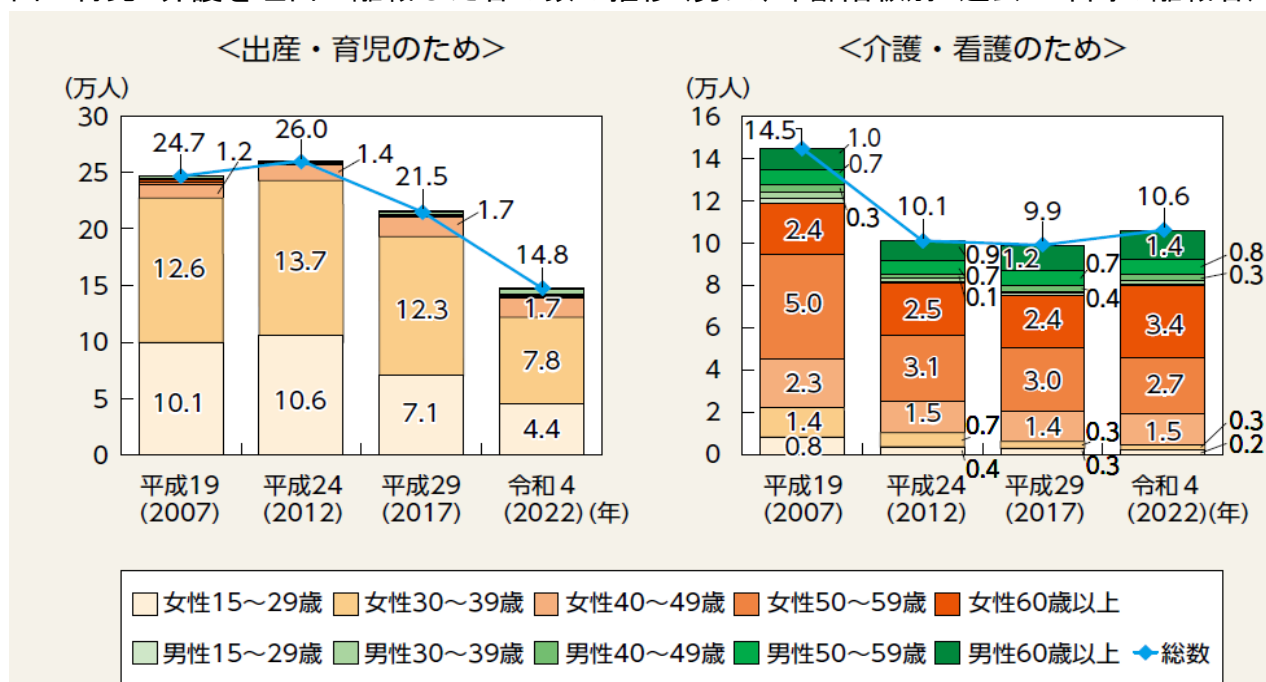
図 子育て期にある夫婦の家事・育児関連時間（週全体平均、1日あたり、国際比較）



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和2年度版）」p. 47

- 男性が家事・育児に費やす時間は、諸外国と比べて低水準にとどまっている。
- 女性が育児に費やす時間が諸外国と比較して長い。

図 育児・介護を理由に離職した者の数の推移（男女、年齢階級別・過去1年間の離職者）

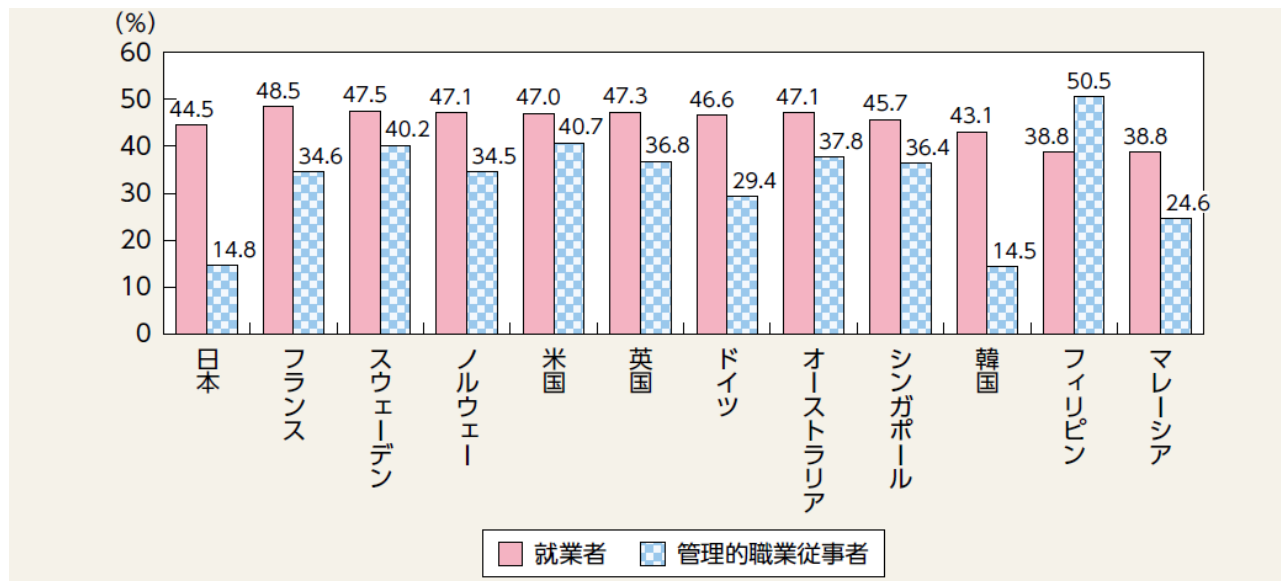


出典：内閣府「男女共同参画白書（令和6年度版）」p. 14

- 出産・育児や介護・看護を理由とする離職者は、いずれも女性の割合が多い。

(3) 方針決定過程に対する女性の参画

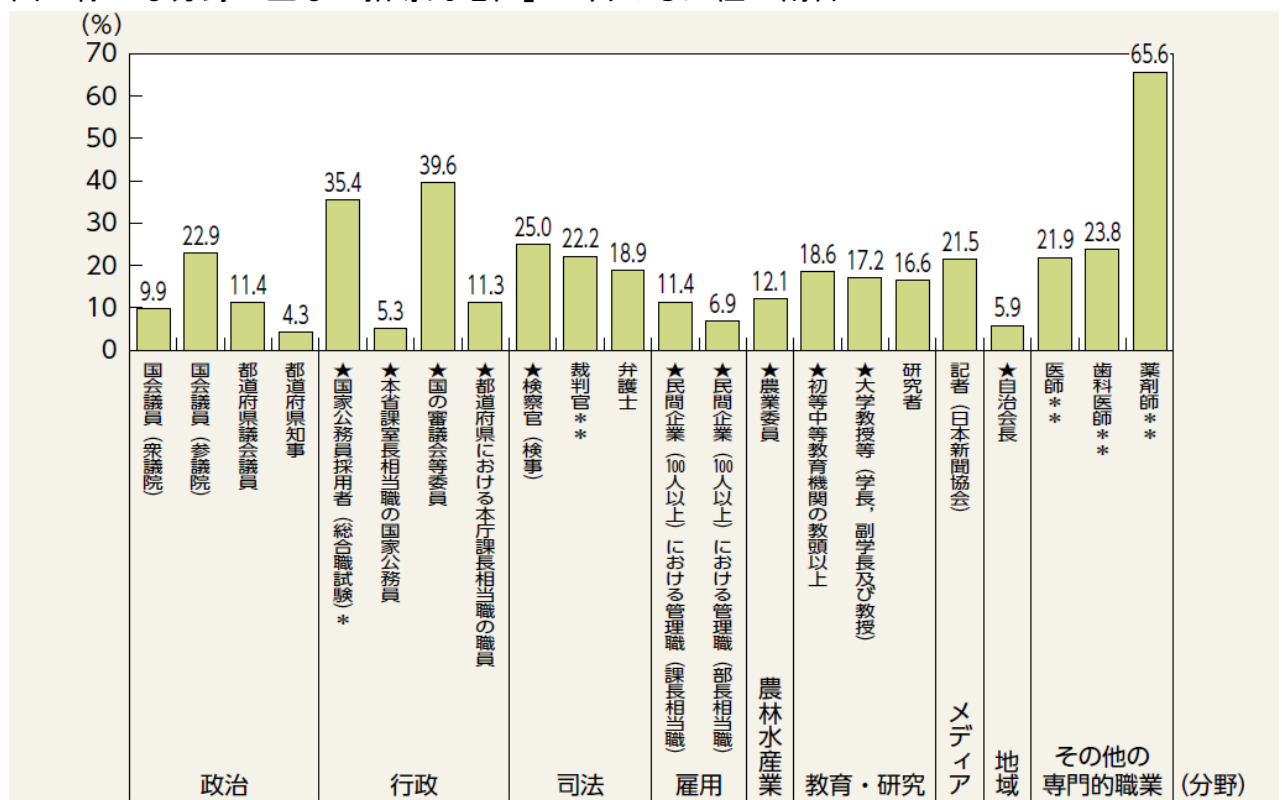
図 就業者および管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和2年度版）」p. 111

- 管理的職業従事者に占める女性の割合は、諸外国と比べて際立って低い。

図 様々な分野の主な「指導的地位」に占める女性の割合



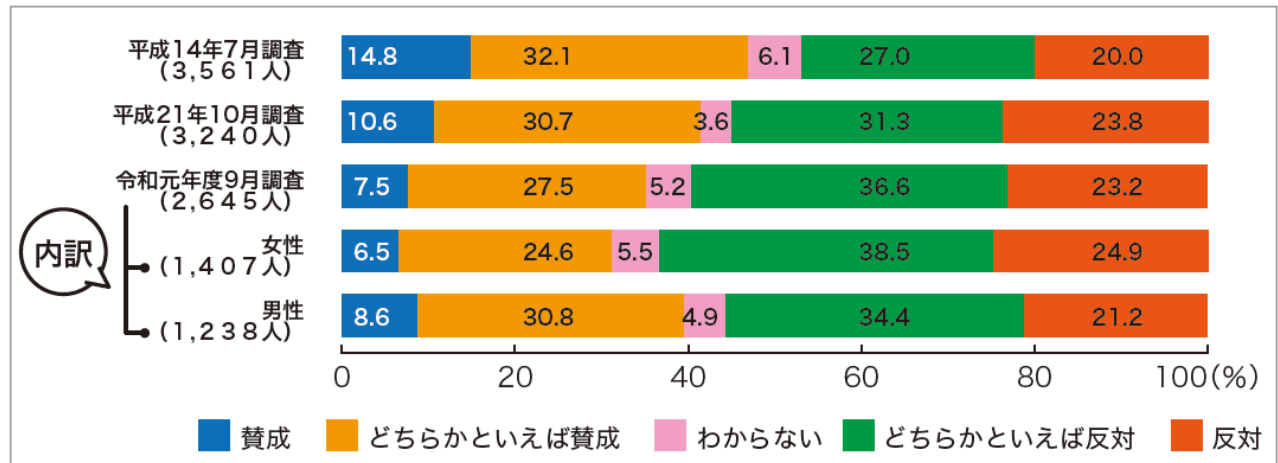
出典：内閣府「男女共同参画白書（令和2年度版）」p. 98

- 多くの分野で、指導的地位に占める女性の割合が低水準にとどまっている。

(4) 男女共同参画社会に関する意識

図 固定的な性別役割分担意識の状況

※「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきという考え方について」の問に対する回答

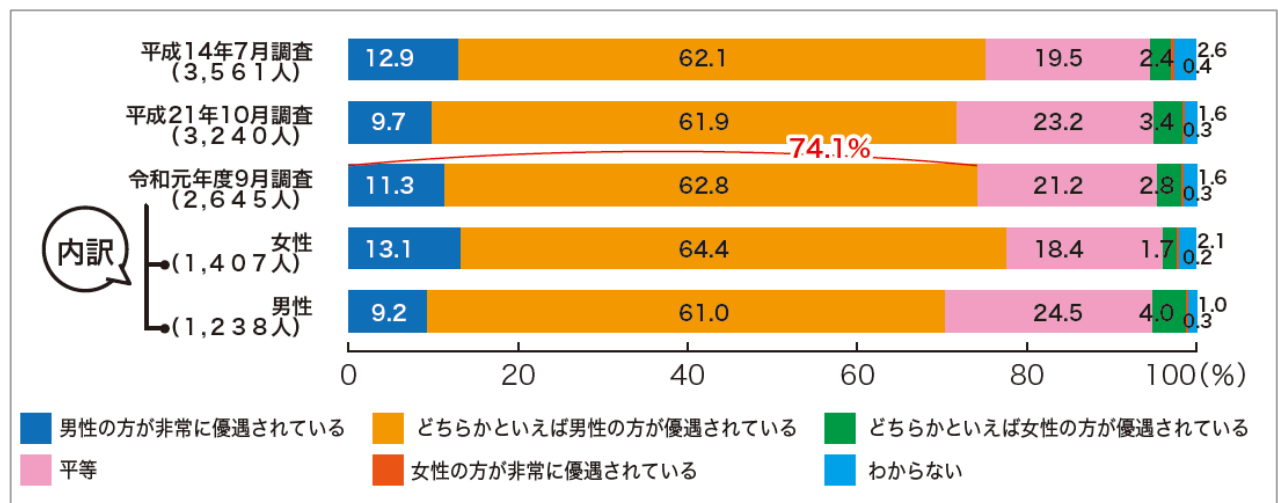


出典：内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために（パンフレット）」

➤ 反対に関する回答が半数以上を占めるが、賛成の回答も依然 4 割ほどある。

図 男女の地位に関する平等感の状況

※「社会全体で見たとき、男女の地位について」の問に対する回答

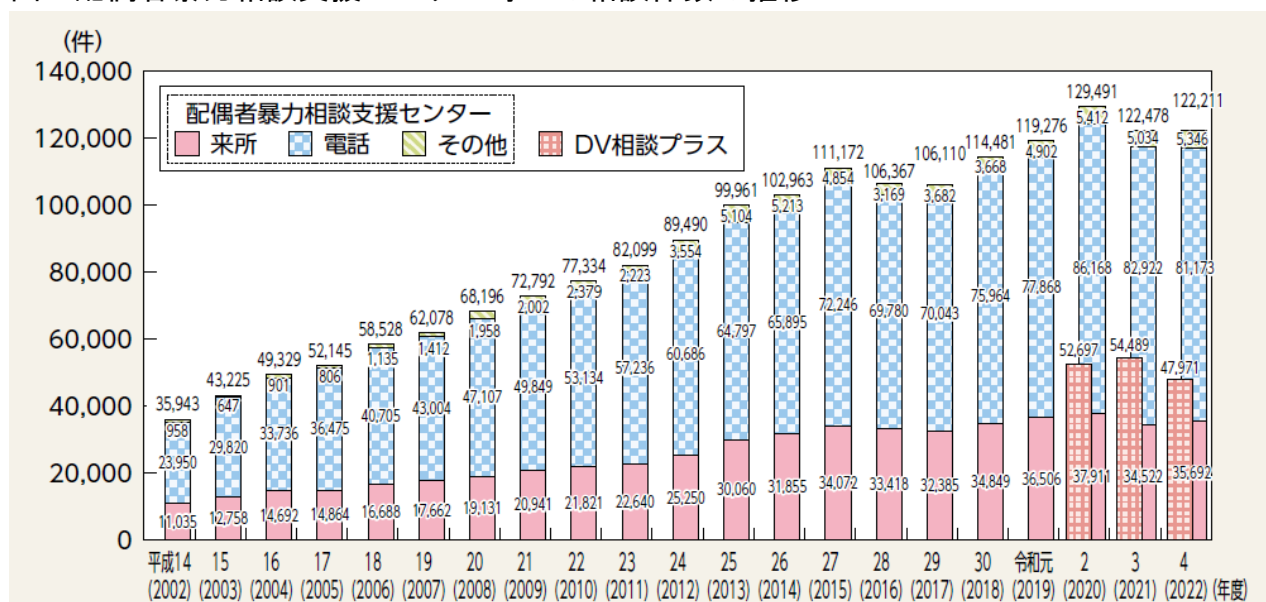


出典：内閣府「ひとりひとりが幸せな社会のために（パンフレット）」

➤ 大多数の人（74.1％）が「男性の方が優遇されている」と考えている。

(5) ハラスメントや家庭内暴力（DV）

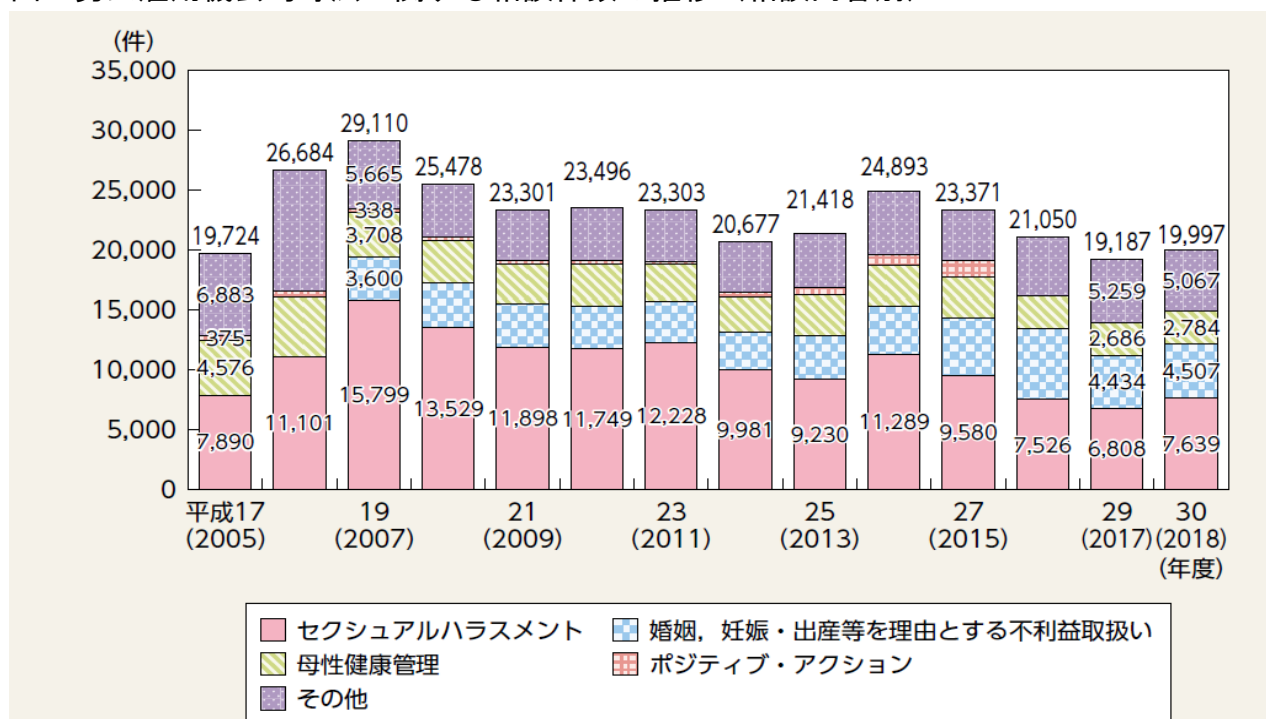
図 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数の推移



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和6年度版）」p. 143

➤ 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、高水準で推移している。

図 男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移（相談内容別）



出典：内閣府「男女共同参画白書（令和2年度版）」p. 109

➤ 都道府県労働局に寄せられた相談は、「セクシュアルハラスメント」が最も多く、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い」が多い。

① 第5次男女共同参画基本計画

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を21世紀における最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していくことが重要とし、基本理念として、次の5つの事項を掲げている。

- ・男女の人権の尊重
- ・社会における制度又は慣行についての配慮
- ・政策等の立案及び決定への共同参画
- ・家庭生活における活動と他の活動の両立
- ・国際的協調

男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な施策として、国が男女共同参画社会基本法に基づいて策定しているもので、基本的な方針に加え、施策の方向性と具体的な取組を示している施策の大綱であり、5年ごとに見直しを行い、現在は第5次の計画期間となっている。

計画はⅠからⅢの3つの政策領域を柱として定めており、各領域の下に、重点的に取り組む11の個別分野が設けられ、それぞれに成果目標を設定している。

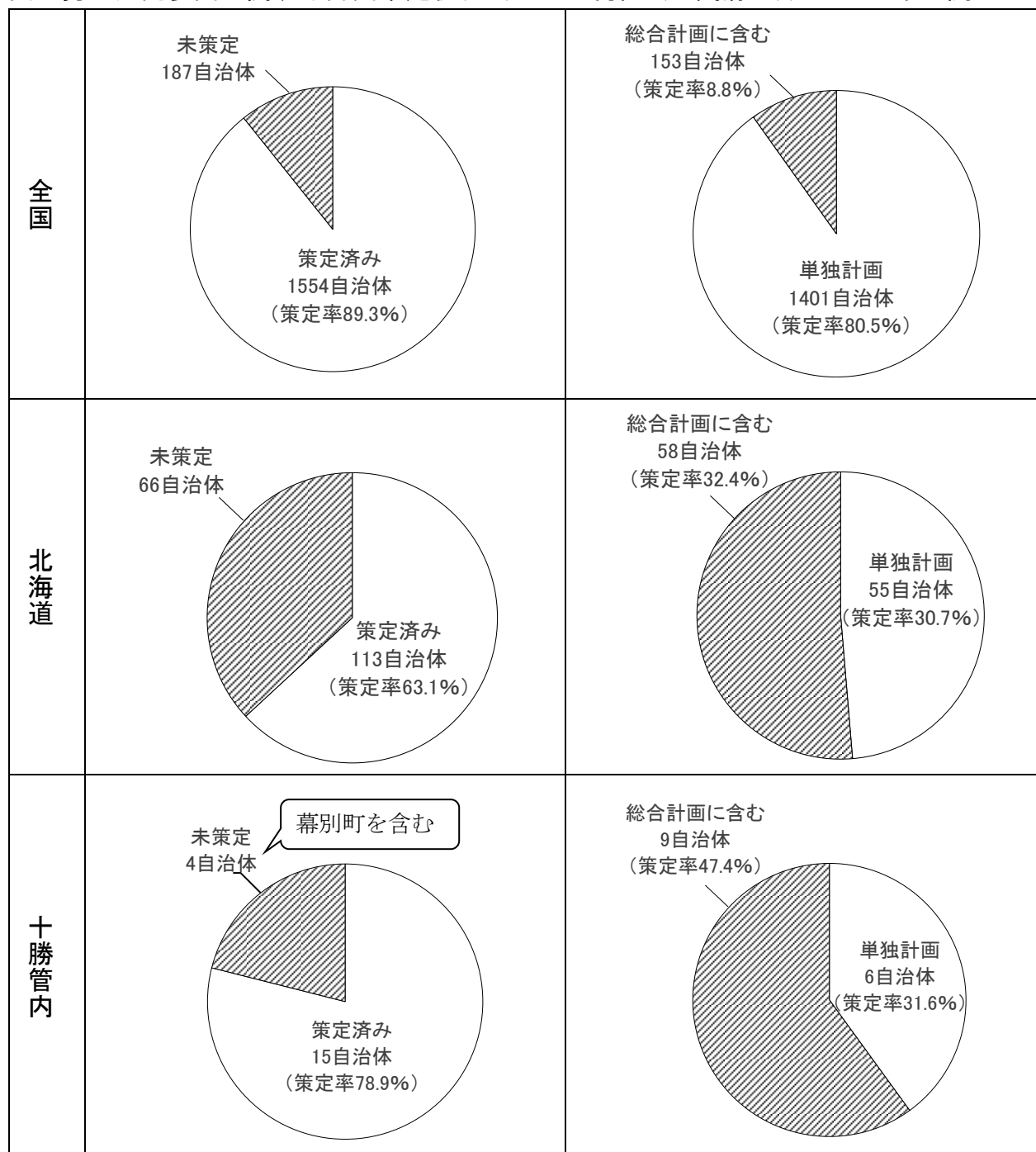
図 第5次男女共同参画基本計画の体系



② 自治体版男女共同参画計画の策定状況

男女共同参画社会基本法では、市区町村における男女共同参画計画の策定を努力義務としており、すでに全国で約9割の市区町村が何らかの形で計画を策定している。

図 男女共同参画に関する計画策定状況（R5.4.1現在（内閣府HP））※R6は未公開



男女共同参画社会の必要性を踏まえ、その実現に向けた町の具体的な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するために、本町においても、町で取り組む男女共同参画関連施策を体系的に整理した計画を策定する。

③ 計画策定の意義

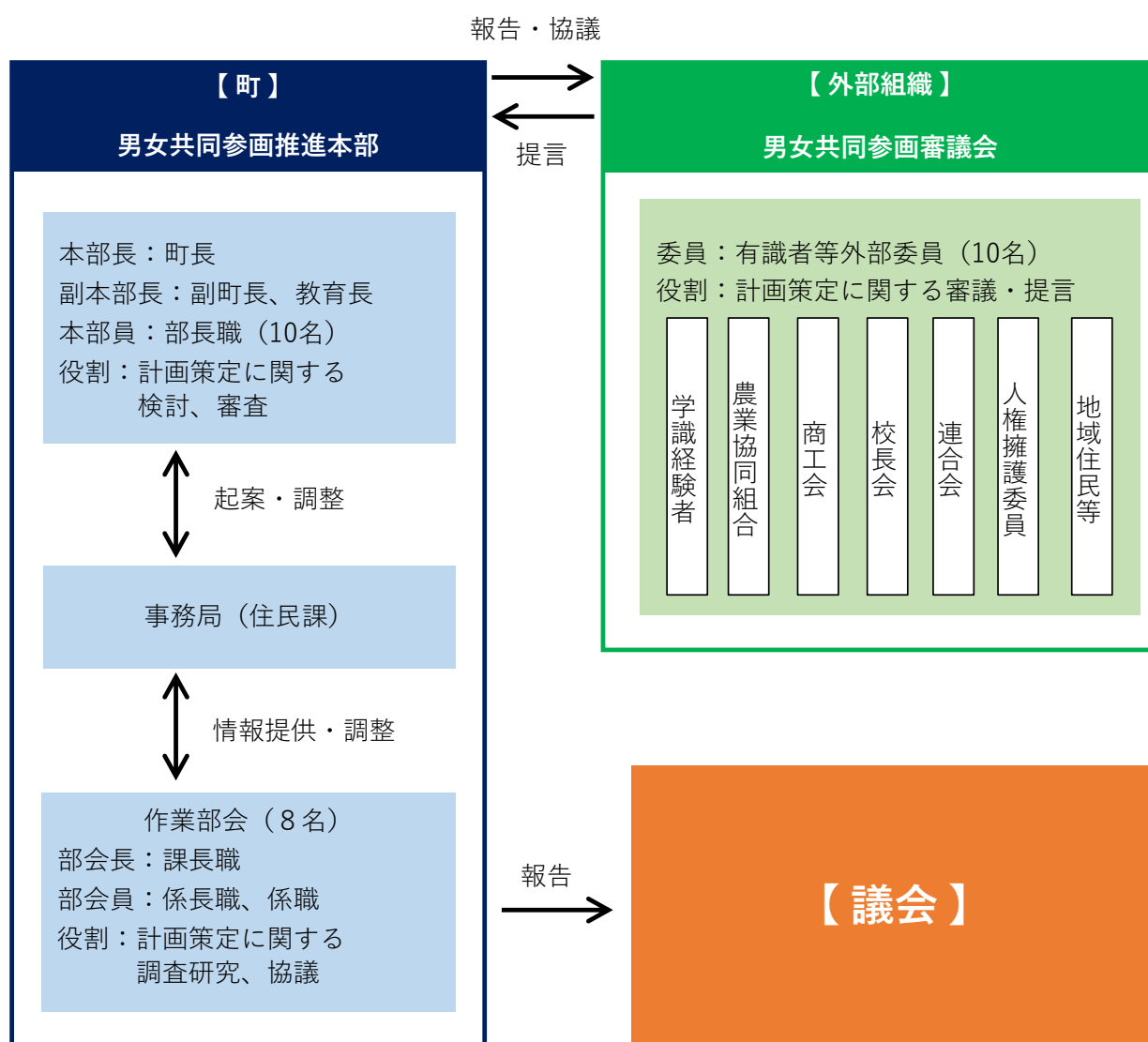
- (1) 多分野にわたる男女共同参画の課題や施策について、総合的・体系的に整理できる。
- (2) 具体的な目標を持って男女共同参画に取り組むことを住民や庁内に明示できる。
- (3) 計画に基づいて施策を総合的、計画的かつ効率的に実施できる。
- (4) 住民、各種団体、事業所等に対する意識づけになり、その後の施策への協力や自主的な活動が期待できる。

④ 計画策定における審議会の役割

住民を代表して、計画策定の節目ごとに男女共同参画に関する取組方針や計画に対する意見、また、町に対して今後の取り組むべき方策の提言を行う。

⇒ 町では、ご意見・ご提言を受けて、計画への反映を検討する。

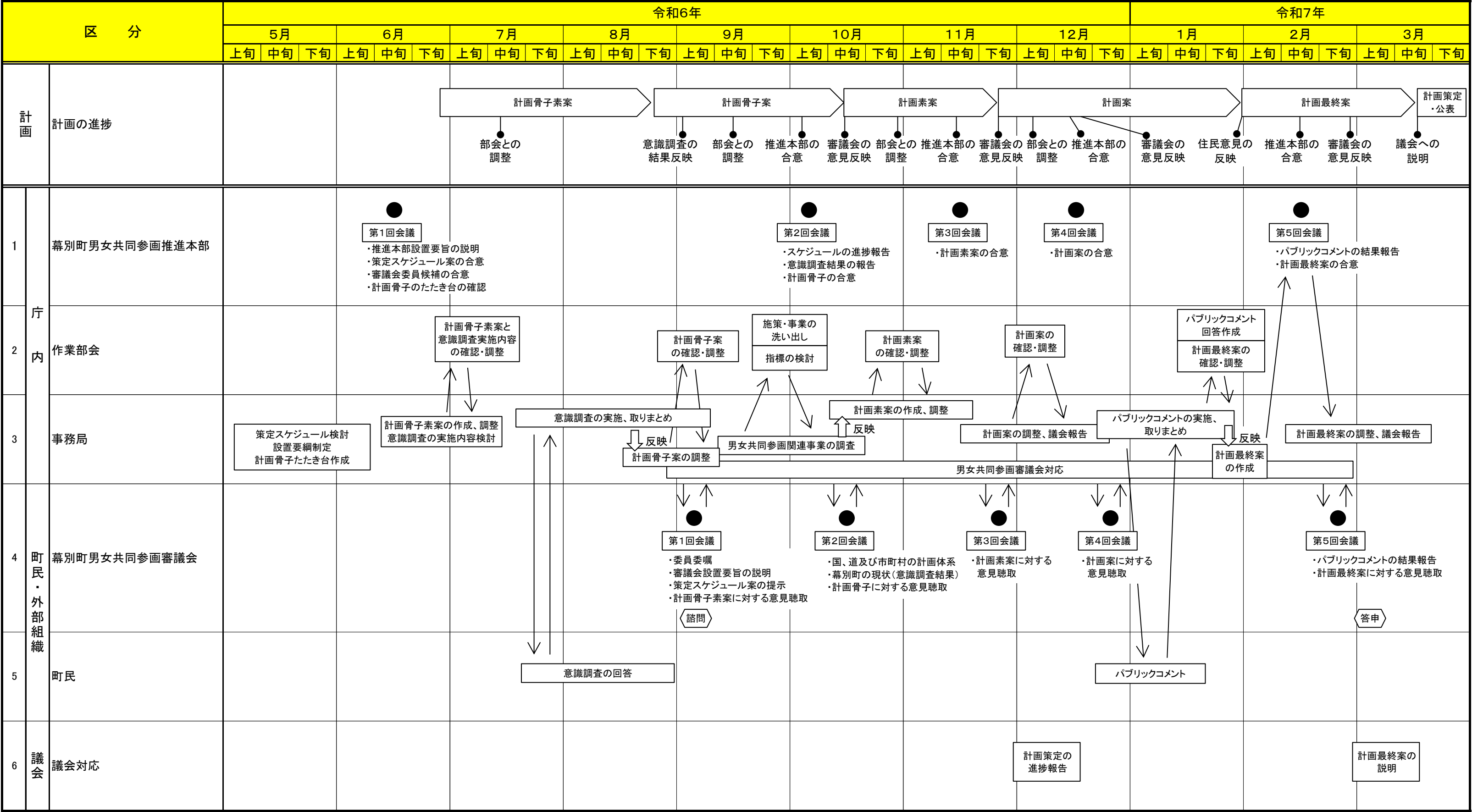
図 幕別町男女共同参画計画の策定体制



【参 考】年表で見る国内外の動き

年 代	世界の動き	日本の動き
1975(昭和50)年	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	
1979(昭和54)年	国連総会「女子差別撤廃条約(CEDAW)」採択	
1980(昭和55)年	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)	世界会議(コペンハーゲン)で「女子差別撤廃条約」に署名
1984(昭和59)年		「女子差別撤廃条約」批准に向けた「国籍法」の改正
1985(昭和60)年		「女子差別撤廃条約」批准に向けた「男女雇用機会均等法」公布、「労働基準法」一部改正、「家庭科教育に関する検討会議」報告 「女子差別撤廃条約」批准
1991(平成3)年		「育児休業法」公布
1995(平成7)年	第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」に改正
1997(平成9)年		「介護保険法」公布
1999(平成11)年		「男女共同参画社会基本法」公布、施行
2000(平成12)年	「ミレニアム開発目標」設定(目標3: ジェンダー平等推進と女性の地位向上)	「第1次男女共同参画基本計画」閣議決定
2001(平成13)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」施行
2005(平成17)年		「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定
2009(平成21)年		「育児・介護休業法」改正
2010(平成22)年		「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定
2013(平成25)年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」改正
2015(平成27)年	「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択(目標5: ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定
2017(平成29)年		性犯罪に関する刑法改正、施行
2018(平成30)年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)成立 男女の婚姻開始年齢を統一
2019(令和元年)		「女性活躍推進法改正」公布、施行
2020(令和2)年		「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定

幕別町男女共同参画計画の策定に関する工程表



男女共同参画に関する町民・事業所意識調査の実施概要

- 目 的** 令和 6 年度中に幕別町男女共同参画計画を策定するにあたり、町民の意識や実態のほか、町内の事業所における男女共同参画に関する実情を把握し、計画策定の基礎資料とする。
- 期 間** 令和 6 年 7 月下旬から 8 月 30 日（金）まで
- 調査対象** ①町 民 令和 6 年 6 月 1 日現在で 18 歳以上の町民 1,000 人
※抽出方法については、住民基本台帳に基づく無作為抽出法とし、性別・居住地に偏りがないよう抽出。
- ②事業所 令和 5 年度幕別町事業所雇用等実態調査において、回答のあった 224 事業所
- 配布方法** 郵送
- 回答方法** 次の 2 種類から選択してもらい、期日までの回答を依頼
- ①インターネット～Google フォームを使用する。スマートフォン、タブレット、パソコン等で、URL または QR コードから回答
- ②郵送～アンケート調査票に記入し、返信用封筒（料金受取人払）で郵送

町民向けアンケートの設問概要

設問		
回答者自身について		
問1	性別	
問2	年齢	
問3	お住まい	
問4	既婚/未婚	
問5	共働き	
問6	職業	
男女平等の意識について		
問7	「男は仕事、女は家庭」という考え方	
家庭生活について		
問8	家事・育児・介護の役割分担に関する考え	
問9	家事・育児・介護の役割分担に関する実態	
問10	男性の家事・育児・介護への参加に必要なこと	
問11	仕事・家庭生活・地域生活の優先度(理想)	
問12	仕事・家庭生活・地域生活の優先度(現状)	
地域活動について		
問13	地域活動への参加の実態	
問14	多様な視点を地域取り入れるために必要なこと	
女性の社会進出について		
問15	職場における男女平等	
問16	女性が職業を持つことについての考え	
問17	女性の職業継続を妨げる原因	
問18	家事・育児・介護に費やす時間の均等化に必要な支援	
問19	女性の管理職登用の障害	
DVについて		
問20	DVの経験	
問21	女性に対する暴力をなくすために必要なこと	
LGBT等について		
問22	言葉の認知度	
問23	LGBTQの理解や支援に必要なこと	
男女共同参画に関する施策について		
問24	男女共同参画を推進するために必要なこと	
問25	男女共同参画社会の形成にあたって町に望むこと	

事業所向けアンケートの設問概要

設問	
事業所の概要について	
問1	業種
問2	事業形態
問3	従業員の人数
問4	管理職の人数
ワーク・ライフ・バランスについて	
問5	取り組みの状況
問6	推進にあたって想定される課題
育児や介護に関する制度について	
問7	育児休業から復帰支援として取り組んでいること
問8	男性の休業取得が進まない理由
ハラスメントについて	
問9	防止に対する取り組みの状況
女性の活躍推進	
問10	女性の継続就労・管理職登用のための取り組み
問11	女性を積極的に採用する際の課題
問12	女性の管理職を積極的に登用する際の課題
男女共同参画全般について	
問13	男女共同参画社会の形成にあたって町に望むこと

基本目標①

男女共同参画の実現に向けた意識の改革

基本方向①	男女共同参画への意識の向上
基本施策①	広報・啓発活動の充実
基本施策②	メディア・リテラシーの向上
基本施策③	学習機会や学習情報の提供
基本方向②	男女平等の視点に立った教育の推進
基本施策①	家庭における男女平等教育の推進
基本施策②	学校における男女平等教育の推進
基本施策③	地域における男女平等教育の推進
基本方向③	性を尊重する認識の浸透
基本施策①	互いの性を尊重する認識の浸透
基本施策②	多様な性への理解促進

基本目標②

男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向①	政策・方針決定過程における女性の参加促進
基本施策①	審議会等における女性の参画の推進
基本施策②	方針決定過程における女性の参画の促進
基本施策③	農業経営における女性の参画支援
基本方向②	男女がともに働くための環境整備
基本施策①	ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透
基本施策②	育児・介護等支援体制の充実
基本施策③	家庭生活における男女共同参画の促進
基本方向③	就労における男女共同参画の促進
基本施策①	男女の均等な雇用と待遇の確保
基本施策②	職場における男女平等の促進
基本方向④	就業機会の確保
基本施策①	就業支援体制の充実
基本施策②	女性の経済的自立の支援
基本施策③	女性の再チャレンジ支援
基本方向⑤	地域社会における男女共同参画の促進
基本施策①	地域社会等における男女共同参画の促進
基本施策②	防災分野における男女共同参画の推進

基本目標③

安心して暮らせる社会の実現

基本方向①	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
基本施策①	パートナー等からの暴力の根絶
基本施策②	セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶
基本方向②	みんなが安心して暮らせる環境の整備
基本施策①	貧困など生活上の困難に直面している人々への支援
基本施策②	高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
基本方向③	生涯にわたる健康づくりの推進
基本施策①	生涯を通じた健康支援の推進
基本施策②	妊娠、出産等に関する健康支援

平成十一年法律第七十八号

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に

策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

○幕別町附属機関設置条例

令和 2 年 3 月 19 日 条例第 11 号

改正

令和 4 年 3 月 16 日 条例第 3 号

令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号

令和 5 年 12 月 15 日 条例第 29 号

令和 6 年 3 月 12 日 条例第 4 号

幕別町附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく町の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第 2 条 町の執行機関は、別表の執行機関の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 4 条 附属機関は、それぞれ別表の定数の欄に掲げる定数の委員をもって構成し、附属機関の組織は、それぞれ別表の組織の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は、それぞれ別表の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第 5 条 会長、委員長又はこれに相当する職（以下「会長等」という。）及び副会長、副委員長又はこれに相当する職（以下「副会長等」という。）は、特別の定めがある場合を除き、委員の互選によるものとする。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、町の附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する組織（以下「従前の組織」という。）の委員等である者は、この条例の施行の日に、第 4 条第 2 項の規定により当該別表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員等の任期は、第 4 条第 3 項の規定にかかわらず、同日における従前の組織の委員等としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（令和 4 年 3 月 16 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日 条例第 3 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 15 日 条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 12 日 条例第 4 号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	所掌事務	組織	委員の構成	定数	任期
町長	幕別町指定管理者選定委員会	町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 施設利用者 町職員	10人以内	審議終了まで
	幕別町災害義援金配分委員会	災害等における被災者に対する義援金の配分計画についての審議に関すること。	委員長 副委員長 委員	関係団体の代表者等 町職員	7人以内	配分完了まで
	幕別町老人ホーム入所判定会議	老人ホームの入所適正化を図るため、老人ホームの入所措置及び措置継続の要否について審議すること。	委員	医師 老人ホーム施設長 町職員	3人	2年
	幕別町生活支援ハウス入居判定会議	生活支援ハウスの入退居の適正化を図るため、生活支援ハウスの入居者の審査及び利用解除要件の認定について審議すること。	会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者 生活支援ハウスに従事する職員 町職員	10人以内	2年
	幕別町人生学博士選考委員会	人生学博士の認定に関すること。	委員	関係機関・団体の構成員	10人以内	審議終了まで
	幕別町予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施された予防接種による町民の健康被害等について医学的な見地からの調査に関すること。	委員	医師 関係行政機関の役職員	5人以内	2年
	幕別町地球温暖化対策推進委員会	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく、地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定及び当該実行計画に基づく地球温暖化対策の推進管理に関すること。	委員長 委員	識見を有する者 関係機関・団体等の構成員 公募による者	15人以内	3年
	幕別町農業・農村振興計画検討委員会	幕別町農業・農村振興計画の策定及び見直しについての審議に関すること。	委員長 委員	農業関係団体等の構成員 町職員	14人	審議終了まで
	幕別町6次産業化・地産地消推進協議会	町内における6次産業化、農商工連携及び地産地消の取組に関する市町村戦略の策定及び市町村戦略に基づく事業の推進についての協議に関すること。	会長 委員	農業・商工業関係団体等の役職員 学識経験者 町職員	18人以内	2年
	幕別町人・農地プラン検討会	集落及び地域が抱える人と農地の問題解決のために作	会長 副会長	農業関係機関・団体等の役職員又は会	10人以内	2年

		成する人・農地プランの内容についての審議に関する こと。	委員	員 町長が必要と認める者		
	幕別町農業委員会委員候補者評価委員会	幕別町農業委員会の委員の候補者の審査及び評価に関する こと。	委員長 副委員長 委員	識見を有する者 町職員	7人以内	農業委員会委員の任命まで
	幕別町男女共同参画審議会	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく幕別町男女共同参画計画の策定、推進及び評価に関する こと。	会長 副会長 委員	識見を有する者 関係機関・団体の代表者等 公募による者	10人以内	2年
教育委員会	幕別町図書館協議会	図書館の利用啓発等に係る調査・研究及び図書館事業の推進に関する こと。	会長 副会長 委員	識見を有する者 公募による者 教育長が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議	町の小中一貫教育を含む学校教育等についての審議に関する こと。	会長 副会長 委員	教育関係機関・団体等の役職員又は会員 教育長が必要と認める者	30人以内	1年
	幕別町部活動地域移行検討委員会	部活動の地域移行に関する準備や諸課題についての審議に関する こと。	委員長 副委員長 委員	関係学校の代表者 関係団体の代表者 教育委員会が必要と認める者	10人以内	2年
	幕別町義務教育学校開校準備委員会	義務教育学校の開校に向けた準備や諸課題についての審議に関する こと。	委員長 副委員長 委員	地域の保護者代表 関係団体の代表者 識見を有する者	10人以内	審議終了まで

○幕別町男女共同参画審議会規則

令和 6 年 3 月 29 日規則第12号

幕別町男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、幕別町附属機関設置条例（令和 2 年条例第11号）に基づき、幕別町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画計画の総合的かつ効果的な推進に関すること。
- (3) 男女共同参画計画の施策の実施に係る評価に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関すること。

(会議)

第 3 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 4 条 審議会の庶務は、住民生活部住民課において処理する。

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

幕別町男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
識見を有する者	大野 夏代	帯広大谷短期大学
	佐藤 晋	人権擁護委員
関係機関・団体の代表者等	山田 あけみ	幕別町農業協同組合女性部
	中山 昭子	札内農業協同組合女性部
	藤原 昇	幕別町商工会青年部
	久保 睦則	幕別町校長会
	青木 克磨	幕別地区連合会
公募による者	河原 彩子	
	笹原 早苗	
	笹川 務	